

## ■空き家情報バンクに登録を希望される方(家主様)へ

1. 空き家情報バンクは、移住希望者への住まいの情報提供が目的です。
2. 登録できる物件は、居住可能な家屋・宅地及び土地(空地)です。  
※未登記や未相続等の物件については、必要な手続きを完了したうえで申請ください。
3. 市で家屋調査を実施し、登録を行います。
4. アパートは、原則登録しません。
5. \*事故物件等、心理的瑕疵に該当する場合は必ず申し出をお願いします。
6. 空き家情報バンク登録申込書、誓約書、同意書等の提出をお願いします。  
※空き家情報バンク登録申込者と土地・建物の所有者が異なる場合(所有者がなんらかの理由で自署できないなど)は、登録申込者と所有者の関係性がわかるもの(委任状、戸籍抄本等)の書類を提出してください。
7. 反社会的勢力に属する者は本制度を利用することはできません。
8. 新規登録後、3ヶ月はUJIターン者の優先物件とします。  
(空き地、宅建業者仲介物件は除く)
9. 可能であれば、家のカギを市に預けていただくようお願いします。  
(移住希望者の案内対応のため)
10. 市は、移住希望者と所有者の連絡調整を行います。
11. 売買、賃貸の契約行為については、当事者間で行うものとし、市はその成立のためのお手伝いをします。
12. 市は、売買、賃貸とも個人間の契約に関与しません。  
(登録の無い物件の契約、契約後のトラブルなど)
13. 登録を希望される場合は、家財の撤去(※神棚・仏壇は必須)をお願いします。また、入退去時の立会や修繕箇所の協議や賃貸中の修繕対応など、所有者としての管理・対応をお願いします。
14. 不動産業者へ仲介を検討している又は依頼されている場合は、必ずお知らせください。ホームページでは「仲介不動産業者名」が記載されます。

15. 登録完了後も、物件の適正な管理をお願いします。
16. 登録後、居住が困難な状態になった場合は登録を中止します。
17. 賃貸物件については、契約成立後は登録を一旦中止します。退去等により再登録を希望される場合は登録申込書を提出してください。

※事故物件等心理的瑕疵

1. 自殺や殺人事件、死亡事故、孤独死などがあった物件
2. 過去に火災や水害による被害があった物件
3. 指定暴力団組織が近隣に存在する物件
4. 宗教的施設の跡地に建てられた物件
5. 過去に井戸が存在し、埋め戻して建てられた物件
6. 火葬場やゴミ処理施設などの嫌悪施設が近在する物件
7. 登記簿謄本に記載された権利関係がややこしい物件 等

○相談～成約までのフロー図

